

総社市告示第17号

そうじゃ商人（あきんど）応援事業補助金交付要綱（平成28年総社市告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 認定支援機関 <u>中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条の規定に基づき、認定経営革新等支援機関として認定を受けたものをいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の対象者は、空き店舗等を改修して店舗を構え、事業を行う法人又は個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象者から除く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(補助対象経費及び補助金額)</p> <p>第5条 補助金の対象経費は、空き店舗等を本人又は市内の業者が主たる施工業者として改修を行う際に要する経費とする。ただし、その合計額が<u>30万円以上</u>でなければならない。</p> <p>2 補助金額は、前項に定める経費の2分の1以内の額とし、<u>30万円</u>を限</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 認定支援機関 <u>中小企業経営力強化支援法(平成24年法律第44号)第17条の規定に基づき、認定経営革新等支援機関として認定を受けたものをいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の対象者は、空き店舗等を改修して<u>新たに</u>店舗を構え、事業を行う法人又は個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象者から除く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(補助対象経費及び補助金額)</p> <p>第5条 補助金の対象経費は、空き店舗等を本人又は市内の業者が主たる施工業者として改修を行う際に要する経費とする。ただし、その合計額が<u>50万円以上</u>でなければならない。</p> <p>2 補助金額は、前項に定める経費の2分の1以内の額とし、<u>50万円</u>を限</p>

改正後	改正前
<p>度とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 改修に係る<u>工事計画書</u></p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>(4) 事業計画書</p> <p>(5)～(10) 略</p>	<p>度とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 改修に係る<u>事業計画書</u></p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>(4) <u>新規創業に係る新規事業計画書</u></p> <p>(5)～(10) 略</p> <p><u>2 前項の申請は、同一申請者につき1回限りとする。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のそうじゃ商人(あきんど)応援事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)の規定によるそうじゃ商人(あきんど)応援事業補助金の交付決定を受けた者に係る当該補助金については、旧要綱の規定を適用する。